

## 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会要点記録

○開会日時 令和2年10月27日(火) 午後1時30分

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1 番	佐藤 周 君	2 番	鳥居 康子 君
3 番	杉本 一彦 君	4 番	井戸 清司 君
5 番	佐藤 龍彦 君	6 番	鈴木 絢子 君
7 番	浅田 良弘 君		

○出席議員 8名

議長	佐山 正 君	副議長	中島 弘道 君
議員	田久保 眞紀 君	議員	仲田 佳正 君
〃	石島 茂雄 君	〃	重岡 秀子 君
〃	四宮 和彦 君	〃	宮崎 雅薫 君

○出席議会事務局職員 4名

局長補佐	森田 洋一 係	長	鈴木 綾子
主 事	山田 拓己	主 事	福王 雅士

○会議に付した事件

- 1 新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルの見直しについて
- 2 その他
  - (1) 当局からの報告資料の配付について
  - (2) 今後の開催について
  - (3) その他

---

○会議の経過概要

○委員長(井戸清司君)開会する。

---

○委員長(井戸清司君)日程第1、新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルの見直しについてを議題とする。

本委員会において内容を協議した、新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについては、8月25日の議会運営委員会を経て運用が開始されてから、既に2か月が経過した。

今般のコロナ禍の状況を勘案すると、感染症が収束傾向にあるとは言い難い状況かと思われ

るが、国においても、経済活動の再開により、様々な消費喚起策を展開するなど、地域経済の回復・活性化を後押しするための政策が打ち出されているところである。

本日の委員会については、移り行く経済政策や感染症の対応状況に鑑み、今夏に策定した同マニュアルについて、その改定を行う必要性等のご協議をいただきたいと思う。

協議の進行としては、マニュアル全般について、改定案のご提示をいただきたいと思うので、よろしく願います。

それでは、協議に入る。発言を許す。

- **2番**（鳥居康子君）この間のマニュアルの策定で、2の感染予防対策のところは11項目書かれているが、委員長から経済対策と感染症対策の2本立てということで、(9)、(10)、(11)で感染拡大地域への移動の自粛と公共交通機関の利用をなるべく避けるということが、今の状況と策定したときの状況といろいろと変化があるので、もう少し限定するというよりも、国や県の基準によるようにするとか、冬になって感染が拡大するという状況の変化も考えられるので、この辺の書き方を工夫するべきかと思っている。

(11)の研修への参加なのだが、いろいろと議会事務局からも研修の案内が来るのだが、オンラインでの研修会の案内も増えているので、このコロナの特別委員会で検討することなのか代表者会議でやることなのかかわからないが、移動しなくても研修を受けることができることも増えてくるので、特別委員会なのか代表者会議、議運なのかはわからないが、その辺も見据えていかなければいけないかなと思っている。そのことも含めてだが、マニュアルの4ページのウェブ会議のことも、これはコロナの状況によってこういうことも考えていかなければいけないという書きぶりであるが、この辺もこの間、観光建設委員会だったか、試験的にウェブ会議的なことをやった気がするのだが、これもコロナの特別委員会とは別の観点かもしれないが、ウェブ会議の積極的な模索というか、その辺を伊東市議会としてやっていくということで積極的な取組を考えていくことが大事かと考えている。この委員会で協議することと外れてしまうかもしれないが、何点か考えを紹介した。

- **委員長**（井戸清司君）(9)、(10)、(11)だが、具体的にどのような文章にするとかはあるのか。

- **2番**（鳥居康子君）私としては、日本全体で地域ごとで感染のリスクが違うので、県がレベルいくつだったか確認してこなかったのだが、県の警戒レベルと言うか、表現が正しいかわからないが、時々刻々と変わっていくので、それに準じた行動を取るような文面として、県の基準を判断基準としたらどうかと思っている。自粛とか、避けるとか、控えるとか、その表現を…今、思いつくのはそれくらいなのだが。

- **委員長**（井戸清司君）県は今レベル3となっている。県境をまたぐ場合には、東京・沖縄への移動は特に慎重にとのこと。北海道、千葉、埼玉、神奈川、京都、大阪、熊本は慎重に行動し

てくださいとの書き方である。

○2番（鳥居康子君）そこが伊東市として、参考になるのか皆さんのご意見も伺いたい。

○委員長（井戸清司君）県境をまたぐ場合には、県の行動指針に従ってというようなことになるかと思う。

(10)に関してはどうか。

○2番（鳥居康子君）なるべく避けるとなっているのだが、移動手段として全て車で移動するというだけでもないので、この項目がなくてもいいのかという気がする。

○委員長（井戸清司君）削除してしまってもいいということか。

○2番（鳥居康子君）そうである。今の時点で、3密を避けるということが今の行動で……。

○委員長（井戸清司君）(11)はどうか。

○2番（鳥居康子君）先ほどの県の基準により考えるということで、控えるというよりも参加を判断する。調査活動費が削減されているので、来年度、考えていかなければいけないと思うが、県の基準に沿って行動するというか、研修等への参加を判断する。オンラインでも研修を受けることもできるので、オンラインも検討の一つとして。

○委員長（井戸清司君）研修会ということか。

○2番（鳥居康子君）そうである。

○7番（浅田良弘君）鳥居委員から改定のご発言があった。実際、今はコロナが収束しているというわけではなくて、新聞等でもヨーロッパでコロナが拡大しているということもある。当該年度中というわけでもないのだが、当分の間は、今回のマニュアルどおりとして変更等をすることはないのかなと思っている。これは私の考えである。

○5番（佐藤龍彦君）世の中の動きが少しずつ出てきたということで、予防対策ということで挙げれば、検温したりアルコール消毒をしたり、マスクは常に着用をしている状況の中で、ここで縛りつけるという言い方はおかしいかもしれないが、ここまで制限する必要はないのかなと考える点で言えば、(4)の「本会議、委員会をはじめとした公務がない日の登庁は、極力控える」となっているが、結構来ていると思うし、ではそこで、この間感染が広まっているのかというところではないと思うので、ここは削っても大丈夫と考えるか、それか極力控えるという言い方をもう少し柔らかい言い方に変えるということでもいいのかと思う。

(7)についてだが、この間、不意に訪れたお客さんがそのまま控室に来てしまったので、追いつ返すわけにもいなくてそのまま対応をしてしまったのだが、これがいいかどうかというよりも、原則、事務局を通すという形にして、その後は議員の判断というほうがいいのかと思う。この辺も少し緩和をしてはどうかと思う。

(8)についてだが、傍聴したいという方に対して、こちらが避けてほしいと、インターネット

中継やCVAでも見られるということで案内をしても、それでも来られる方もいるので、理解を求めるといよりも、そういうメディアを通しての傍聴を薦めるくらいの形にして、来てしまった方についてはしかたがないというような内容に——内容に盛り込まなくてもいいが、そういうような対応でもいいかと思う。

先ほど鳥居委員からも出ていたが、(10)の公共交通機関についてだが、削ってもいいのではという話であったが、実際、この間、静岡市に行った際には、車よりも電車のほうが早いのでそちらを利用したのだが、伊東線もかなり乗客が戻ってきている。学校が始まった分も含めてだが。そうなると、利用をなるべく避けるということにして全く利用ができない状況としてしまうと、車での移動というか、かなりリスクがある分を含めると、削ってもいいというほどではないのだが、ある程度理由があつての外出で公共交通機関を利用する場合には致し方ないのではないかと思った。その辺は変更してもいいのかなと思った。

(11)だが、市外の状況があまり見えないというか、伊東はこれだけの間、感染者が出ていなくて、隣の熱海市もクラスターが発生した時から、それほど感染者が出ていない状況の中で、ここまで研修会への参加を控えるような項目は必要ないのではないかと思った。

以上である。

○6番（鈴木絢子君）鳥居委員と佐藤委員と重複する部分があるのだが、(4)の公務がない日の登庁は極力控えるということと、(9)の感染拡大地域への移動は自粛することというのは、あまり縛り過ぎずに、もうすこし緩い感じの表現を加えた、緩和するような方向に持っていっていただけたらと思う。(10)は公共交通機関の利用と(11)の市外の研修会への参加は、これからWithコロナの時代ということで、コロナと付き合っていかなければいけないという面で、個々にコロナにかかるという恐怖感もあるだろうし、ここでわざわざ記入して縛る必要はないのではないかと思う。

以上である。

○3番（杉本一彦君）(4)の公務がない日の登庁についてだが、これはWithコロナの時代なので、なくす。

(9)の感染拡大地域への移動の自粛については、国がGo to Travelとかをやっているということを考えると、各議員の自己の判断に任せるといって、なくす。

(10)の公共交通機関だが、市役所や議会の出張の規定そのものが、移動をするときには逆に公共交通機関を利用しなければいけないということもあるので、これから視察等の活動が始まることも考えられる中では、そろそろいいのではないかと思うので、なくす。

(11)の市外の研修への参加も今の(10)と重なるが、Withコロナの時代を迎えていることから、なくす。これは私の意見である。

○1番（佐藤 周君）(4)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)と、これは日本語の表現として「絶対」とは書いていないが、こうやって日本全体で感染予防対策というのがそれぞれの場所で行われている現状を踏まえれば、緩和なりなくす方向でいいのではないかと考えている。

○委員長（井戸清司君）皆さんから大体意見をいただいた。

私からも、皆さんからいただいた意見を基に、少し意見を述べさせてもらおう。

まず、(3)のマスク着用についてだが、これは夏場に作成したので、熱中症対策と入っているが、マスクを着用し、ソーシャルディスタンスを確保するというような書き方のほうがいいのではないかと思う。

(4)についてだが、皆さんから削除との意見があったが、削除してもよいと思うが、「極力」とあるのを「なるべく」というような意味合いに変えてみてはどうかというのが意見である。

(5)、(6)はそのままで、(7)であるが、面会等について原則行わないことになっているのだが、ここに関しては、事務局を通した上で、今、入り口の所で検温とアルコール消毒をしているので、感染予防対策をしっかりと行った上で面会をすることというような言い回しでもいいのではないかと考えている。

(8)の傍聴についてだが、それほど満席になるということもないし、現状、6月と9月の定例会を見ると、傍聴者の方もソーシャルディスタンスを取りながら傍聴していただいているので、そういう意味合いで、新しい生活様式を取り入れたような文言に書き換えれば問題がないのではないかと思う。

(9)の感染拡大地域への移動の自粛だが、ここに関しては、先ほど鳥居委員から意見があったが、県の基準に基づくというような形で出させてもらえれば、その都度その都度、県のほうの警戒レベルであるとか、移動を自粛する地域であるとか、変わってくるので、そういう書き方にすればいいのではないかと思う。

(10)の公共交通機関の利用だが、完全に削除してしまってもいいのではないかという考え方と、県の新しい生活様式の実践例を見ると、公共交通機関の利用に関しては、会話は控えめにするとか、混んでいる時間帯を避けるとか、そういうような書き方をしているので、こういう文言を入れて、避けるのではなくて、使ってもらっても構わないということにしてはどうかと思う。

(11)の市外への研修会等への参加だが、研修会に限っての文言になっているので、確かに今はリモートの研修会も増えているので、そういう意味では、そういうものを利用していただく分には構わないのかなと思うし、ここは削除してしまってもいいのかとも思う。そこら辺は、事務局とも対応しながら、リモートの研修会は十分可能なわけなので、そういう形でやっていけばいいのではないかと思う。

私の意見としては以上であるが、ほかに何かあるか。

○1番（佐藤 周君）先ほど話のあった傍聴席の件だが、よく最近は、席を1つ空けて、隣同士に座ることのないような措置をしてあったりと、そういう対応をしているところもあるが、傍聴席は、何か対応をしているのか。もし、していなければ、そういう措置をとって、定員を抑制して、ソーシャルディスタンスを取るということで、席をそういう形にしてあげるのも一つの方法かと思った。

○事務局長補佐（森田洋一君）現状は、入り口の所に大きく目立つように、座席は距離をとっておかけいただくようなメッセージを掲示しており、今のところはそのように対応してもらっている。もし、近くに座っている方がいるようであれば、声掛けをするようなことはしている。今のところ、席を座れないように埋めるような処置はしていない状況である。

以上である。

○委員長（井戸清司君）ほかに何かあるか。浅田委員はよろしいか。

○7番（浅田良弘君）これを作ったのが8月で、まだ2か月しか経っていない。見直しも必要なことではあるが、ある程度、様子見をする期間が必要なのかと思って、先ほどのように改定の必要性はないのではないかと考えた。

○委員長（井戸清司君）今回、このようなご提案をさせていただいたのが、国のほうも大分経済政策等を出してきている中で、現状とは違って厳しいところもあるので、そのあたりを緩和していかないと我々の行動自体が制限されてしまう部分がある。そういうことで改定が必要なのではないかということで、今回、特別委員会を招集させてもらってご提案をしている状況であるので、そこら辺はご理解を願いたい。

○7番（浅田良弘君）承知した。

○委員長（井戸清司君）ほかに皆様から何かあるか。なければ今のような話で取りあえず進めさせてもらえればと思う。見直し案については、また正副委員長にご一任いただいて、皆様に再提示し、ウェブ会議で確認をしていきたいと思うので、よろしく願います。

それでは、これを持って、対応マニュアルの見直しについての協議を終了する。

マニュアルについては、ただいまご決定いただいた内容を基に、正副委員長において取りまとめた上で、先般と同様、ウェブ会議を活用し、変更箇所の確認をしたいと思うので、体裁や趣旨に反しない程度の整文については、ご一任いただくよう、よろしく願います。

また、マニュアルの運用についてであるが、代表者会議と議会運営委員会での確認を得ることとなるので、ご承知おき願う。

については、見直し案の決定に伴い、ウェブ会議の開催日程について、併せてご協議をいただきたいと思う。

日程調整のため、暫時休憩する。

午後 1時57分休憩

---

午後 1時58分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

ウェブ会議については、11月4日（水）午後1時30分からとすることに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、変更箇所の提示方法は、データ配信を基本としたいと思うが、対応が困難な方については、本委員会閉会后に事務局に相談していただければ、個別に対応を図りたいと思うので、ご協力のほどお願いします。

以上で、日程第1、新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルの見直しについてを終了する。

---

○委員長（井戸清司君）日程第2、その他を議題とする。

まず、(1) 当局からの報告資料の配付についてである。

本委員会の提言への対応状況等については、7月15日及び7月29日開催の本委員会において、当局から報告をいただいたところであるが、コロナ禍における社会情勢の変化を踏まえ、本日の委員会開催に際し、議長から、前回報告からの進捗状況及び変更点について、当局に資料請求をしていただいた。委員におかれては、お手元に配付した資料を参考に、当局の対応状況について、その現状を把握していただきたいと思う。本委員会からの提言に対し、新旧対照表となっており、見やすくなっていると思う。

このことについて、何かあれば伺う。発言を許す。

○7番（浅田良弘君）本日配付された資料であり、把握する時間が必要である。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午後 2時 1分休憩

---

午後 2時 3分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。ほかに意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）意見なしと認める。

これをもって確認を終了する。当局からの報告資料については、ご承知おきくださるようお願いする。

次に、(2) 今後の開催についてである。

本委員会の活動についてであるが、今後の開催について、一つの方針案を提案させていただきたいと思う。ただいま早急に協議する議題等がない状況であるので、今後の開催については特別委員会が設置されている状態を維持し、案件や変化が生じた際にはすぐに招集できる状態としておくことを提案させていただきたい。委員から何かあれば意見を伺う。発言を許す。

○7番（浅田良弘君）コロナにより世の中に変化があり、ぜひ話し合いたいというときには招集されるということでいいか。

○委員長（井戸清司君）そのとおりである。

○2番（鳥居康子君）9 その他に、非接触型ツールの活用としてウェブ会議について記載されているが、この特別委員会では11月4日にウェブ会議も予定しており、先行して進めているということだと思う。今後、議会としてウェブ会議を積極的に進めていく具体的な方針はあるか。特別委員会の議題から少しそれるかもしれないが。

○委員長（井戸清司君）前回の委員会でも話したが、総務省からはウェブ会議等を活用するようという通知は来ている。本市議会においては、ウェブ会議を公式な会議とするためには、委員会条例等の改正が必要であるので、この件に関しては、コロナ特別委員会ではなく代表者会議、また、議会運営委員会を経て条例改正案を提出し、議決が必要となることをご承知おきいただきたい。ほかに意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）意見なしと認める。これをもって、本委員会の今後の活動についての協議を終了する。

本委員会については、ただいまご協議いただいたとおり、特別委員会を設置した状態を維持しつつ、案件や議題が生じた際に、必要に応じて開催することといたしたいが、これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) その他について、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○1番（佐藤 周君）正風クラブから、12月に支給される期末手当の減額について提案させていただきたい。事務局に資料を渡しているのので、これをお配りしたい。

○委員長（井戸清司君）資料配付のため、暫時休憩する。

午後 2時 8分休憩

---

午後 2時 9分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

○1番（佐藤 周君）会派からの提案である。12月支給の議員期末手当を減額した場合の影響額概算をお示しした。12月の期末手当支給額は資料のとおりであるが、昨今のコロナ禍における世の中の状況や、職員の手当の減額という話が出ている中で、議員の報酬削減について、以前にも話に出たが、今回改めて、正風クラブから提案させていただきたい。減額割合が100分の5のとき、100分の10のときの削減額、また議会全体での影響額を記載しているので、皆様に一度ご確認いただきたい。今この場でどうこうという話ではないが、会派からということで提案させていただく。詳細等については、私ども正風クラブの代表である宮崎議員へ問い合わせさせていただきたい。

○委員長（井戸清司君）ただいま、1番佐藤委員より、正風クラブからの期末手当の減額について提案があった。この件に関しては、特別委員会というより、代表者会議、また、議会運営委員会を経ての協議となり、条例改正も必要になるので、そちらでご協議いただくことになるかと思う。皆様への提案ということであるので、ご承知おきいただきたい。

ほかに質疑、意見はあるか。

○3番（杉本一彦君）最近ワイドショー等でも、コロナ禍における持続化給付金の不正受給について報道されている。相当な件数の不正受給があり、経産省では、不正があるのであれば、対応しきれないので自首してほしいとの声があるようである。議員の皆様にも、市民の方から寄せられている声があると思うが、私のところにも声が寄せられているところである。市議会議員が持続化給付金を不正に受給しているのではないかという疑いの声が寄せられている。伊東市議会議員の中に不正受給をするような議員はいないと思うし、またそのような噂話に振り回されるのもいかなものかと思うところもあるが、しかしながら、前市長の収賄事件のようなことがあったのも事実であり、市民から寄せられるちょっとした声が大きなものに発展していくということもあると思う。しかし、市議会はいくまで警察ではなく、出来る範囲のことしかできないが、少数の市民からの情報とはいえ、市議会に疑いをかけられている以上、早急に、もしその疑いを晴らすことができるのであれば、するべきではないかと私は思っている。市議会議員が持続化給付金を受けることが悪いと言っているわけではなく、ただ、実際に事業をやっていないのに受けているとすれば不正になる。疑いを晴らすのも非常に簡単な作業で済むと思う。あくまで市議会であるので任意でしかできないことであるが、やはり、こういう現状がある以上は、各議員からしっかりと聞き取りをして——例えば、持続化給付金を受けている、受けていないとか、受けた人は、その対象となる事業は何なのか、あるいは一般の市民の方の申請に当たって代行をしたことがあるか、ないか。そんなようなところが、不正につながっているとテレビでも見るわけだが、そのあたりをしっかりと調査をし、公開をして、一日も早く

市民から向けられている疑いを晴らすべきではないかと思う。ぜひ、特別委員会から議長にこういったことを要請するような提案をしたいと思っている。皆さんはいかがか。

○委員長（井戸清司君）ただいま、杉本委員から話があったが、基本的には、特別委員会の付議事項に、そのあたりの調査権は付されていないため、現状、本特別委員会で議論や決定していくというのは、趣旨とは別の部分である。それから、現状では、不正であるか不正でないかの調査権は我々にはないわけであるので、どこが不正で、どこが不正でないのかということの判断はできかねる部分がある。冒頭、経済産業省のというくだりがあったが、中小企業庁の方が今現在、不正受給をした方は返してください、と100%の返納を求めているところであるし、調査を進めていく上で、もし不正だということが分かれば、120%の返納を求められるという話も出ている。そのあたりは、我々が調査する部分ではなく、あくまでも個人の、議員としてというか個人の事業としての部分であるので、ここでその議論はできないのかなと考えている。ただ、議会全体としての話であるので、そういった意見をもし出されるのであれば、この場ではなく、代表者会議なりで議長を通して、議会としてどういう対応を取るのかということをやっていただきたいと考えるが、いかがか。

○3番（杉本一彦君）了解した。

○委員長（井戸清司君）そういう形で処理をさせていただきたい。

ほかに質疑、意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終了する。

以上で日程第2、その他を終了する。

---

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

委員会中間報告書の案文については、正副委員長にご一任願う。

---

○委員長（井戸清司君）これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和2年10月27日（火）午後2時16分（会議時間44分）

---

以上の記録を認める。

令和2年10月27日

委員長 井戸清司